入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成22年1月8日
支出負担行為担当官
福岡高等検察庁検事長　三浦　正晴
◎調達機関番号　013　◎所在地番号　40
○第1号
1　調達内容
⑴　品目分類番号　26
⑵　購入等件名及び数量　福岡第二法務総合庁舎及び法務総合研究所福岡支所で使用する電気
⑶　調達案件の仕様等　入札説明書及び仕様書による。
⑷　履行期限　平成22年4月1日から平成23年4月30日まで
⑸　履行場所　支出負担行為担当官が指定する場所
⑹　入札方法　入札金額は、各社において設定する契約電力に対する単価及び使用電力量に対する単価を根拠とし、当庁が提示する契約電力及び年間使用予定電力量の総価を入札金額とすること。なお、入札時においては、燃料費調整は考慮しないものとする。
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額（総価）に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てたものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
⑶　平成19・20・21年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」又は「物品の販売」において、A、B又はCの等級に格付けされた九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
⑷　電気事業法第3条第1項の規定に基づき、一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出を行っている者であること。
⑸　二酸化炭素排出原単位、未利用エネルギーの活用、新エネルギーの導入に関し、入札説明書に記載する基準を満たすこと。
3　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒810―0073 福岡県福岡市中央区舞鶴2―5―30　福岡高等検察庁会計課用度係　篠田和行　電話092―734―9006　内線2663
⑵　入札書の交付方法　この公告の日から上記3⑴の交付場所において配付する。
⑶　入札書の受領期限　平成22年3月1日17時00分
⑷　開札の日時及び場所　平成22年3月2日10時00分　福岡高等検察庁6階会議室
4　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除
⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書のほかに必要な書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。また、支出負担行為担当官から当該書類について説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
⑷　入札の無効　この公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。
⑸　契約書作成の要否　要
⑹　落札者の決定方法　この公告に示した物品を確実に納入できると支出負担行為担当官が判断した入札者であって、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
⑺　手続における交渉の有無　無
⑻　詳細は、入札説明書による。
5　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity: Masaharu Miura Superintending public Prosecutor of Fukuoka High Public Prosecutors Office
⑵　Classification of the products to be procured: 26
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased: Electricity used in Fukuoka Legal Government Building and Fukuoka Research and Training Institute of the Ministry of Justice.
⑷　Delivery period: From 1 April 2010 through 30 April 2011
⑸　Delivery place: Place designated by official in charge of disbursement of the procuring entity.
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures: Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall:
①　do not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, Minors, Persons under Conservatorship or Persons under assistance who obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause.
②　do not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning Budget, Auditing and Accounting.
③　Have Grade A, B or C in "Manufacture of products" or "sale of products" in terms of the qualifications for participating in tenders laid down by the Ministry of Justice (Single Qualification for every ministry and agency) in the Kyusyu・Okinawa Area for the purpose of Procurement in the fiscal years 2007, 2008 and 2009.
④　have been licensed for a person of the electricity enterprises general in accordance with Article 3⑴ of the Electricity Enterprises Act, or have filed notice of a person for the Electricity enterprises on the specified scale in accordance with Article 16.2⑴ of the Act mentioned.
⑤　Fulfill the requirement mentioned in the tender manual that are stated from the viewpoint of reducing CO_2.
⑺　Time-limit for tender: 17:00　1 March 2010
⑻　Contact point for the notice: Kazuyuki Shinoda, Supply Section, High Public Prosecutors Office of Fukuoka, 2―5―30 Maizuru Chuou-ku Fukuoka-shi 810―0073 Japan TEL 092―734―9006 ext. 2663

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成22年1月8日
支出負担行為担当官
財務省大臣官房会計課長　浅野　僚也
◎調達機関番号　015　◎所在地番号　13
1　調達内容
⑴　品目分類番号　71、27
⑵　購入等件名及び数量
財政融資資金電算機処理システムのヘルプデスク業務　一式
⑶　調達案件の仕様等　入札説明書による。
⑷　履行期間　平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間。
⑸　履行場所　入札説明書による。
⑹　入札方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。